



市章

大津市公報

令和6年1月15日
第114号発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 告 示
- 12 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について…………… 1
- 13 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定について…………… 1
- 公 告
- 農用地利用集積計画公告…………… 1

告 示

大津市告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次のものを指定した。

令和6年1月15日

大津市長 佐藤健司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の書類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービスそれいゆ京町	大津市京町三丁目3番16-101号	株式会社JK	京都市東山区東大路松原上る四丁目毘沙門町45番地1ライオンズマンション祇園105号	放課後等デイサービス	令和6年1月1日	2550100651

大津市告示第13号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質により汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年1月15日

大津市長 佐藤健司

- 1 形質変更時要届出区域
- (1) 所在 大津市月輪一丁目字増井500番の一部、501番1の一部及び506番1の一部
- (2) 範囲 次の図のとおり
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 「次の図」は省略し、その図面を大津市役所環境部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。

公 告

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年12月28日

大津市長 佐藤健司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に

供する。

(令和5年12月28日揭示済)